

成田空港検疫所年表

時代	西暦	主な出来事	検疫行政及び成田空港検疫所の出来事
昭和24年9月	1949		横浜検疫所羽田分室として、羽田空港で検疫業務を開始した。
昭和25年8月	1950		東京検疫所の新設に伴い、羽田分室を東京検疫所に移管した。
昭和26年5月	1951		羽田分室を羽田空港支所とした。
昭和31年4月	1956		羽田空港支所を東京空港検疫所とした。
昭和39年	1964	東京オリンピック開催	
昭和41年7月	1966		千葉県成田市三里塚御料牧場跡地に新東京国際空港を建設することが閣議了解された。
昭和53年5月	1978	新東京国際空港(成田空港)供用開始	東京空港検疫所を東京都大田区から千葉県成田市に移転し、成田空港検疫所として開設した。 成田空港検疫所に総務課、検疫課、検疫課試験検査室、衛生課をおいた。 羽田空港には、成田空港検疫所東京空港出張所を開設残存した。 成田空港に厚生労働省食品衛生監視員駐在事務所を開設した。
昭和53年11月			「コロナ汚染地域を国内に持つ国から輸入される生鮮魚介類の検疫強化について」により、輸入生鮮魚介類のコロナ菌検査を開始した。
昭和55年	1980	WHOが天然痘根絶宣言	コレラの発生に伴い、中国、シンガポールから来航する航空機や乗客に対して検疫を強化した。
昭和57年10月	1982		厚生省食品衛生監視員駐在事務所を統合し、食品監視課を新設した。
昭和58年7月	1983		国際伝染病の発見に関する検疫措置を訓練を実施した。
昭和59年8月	1984	開港以降の累計旅客数5,000万人達成	ザイルにおけるサル天然痘患者の発生に伴い、検疫を強化した。
昭和60年7月	1985		国際伝染病の発見に関する総合訓練を実施した。
昭和61年4月	1986	東京サミット開催	東京航空貨物ターミナル(TACT)内に、食品監視課原木分室を開設した。
昭和61年7月	1986		国際伝染病などに関する措置訓練を実施した。
昭和63年7月	1988	開港以降の累計旅客数1億人達成	ウイルス性出血熱(国際伝染病)の措置訓練を実施した。
平成元年9月	1989		食品検疫特別班を設置した。 輸入生鮮魚介類から、コレラ菌を検出した。
平成2年2月	1990		輸入食品のモニタリング検査を開始した。
平成3年10月	1991		東京空港出張所を東京検疫所に移管した。
平成4年12月	1992	第2旅客ターミナルビル供用開始	総務課、検疫課(試験検査室を含む)、衛生課を、第1旅客ターミナルビルから第2旅客ターミナルビルへ移設した。
平成5年4月	1993	開港以降の累計旅客数2億人達成	検疫課試験検査室を廃止し、検査課を新設した。 検疫課及び食品監視課の試験品検査を開始した。
平成7年12月	1995	インドネシア・バリ島コレラ騒ぎ 開港以降の旅客数2.5億人達成	ウイルス性出血熱(国際伝染病)などの措置訓練を実施した。
平成8年2月	1996		輸入食品監視支援システム(FAINS)を導入した。
平成9年2月	1997		食品監視課原木分室を東京検疫所へ移管した。 食品監視課に輸入食品相談指導室を新設した。
平成9年12月	1997		海外感染症情報(FORTH(FOR Traveler's Health)システム)に関するホームページを開設した。
平成11年4月	1999	第1旅客ターミナルビル北ウイング・中央ビル新館の供用開始	【検疫法の一部改正施行及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)施行】 ※感染症法は伝染病予防法などを集約して重篤性に依りて感染症を類型化した。 ※検疫感染症は、コレラ、黄熱、一類感染症としてエボラ出血熱、クリミアコンゴ出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱とした。
平成13年1月	2001		省庁再編により厚生省から厚生労働省と名称変更を行った。
平成14年4月	2002	B滑走路(暫定平行滑走路)2,180m供用開始	
平成15年2月	2003	《重症急性呼吸器症候群(SARS)、中国を中心に流行》	
平成15年4月			検査課に媒介動物検査室を新設した。 SARSを念頭にサーモグラフィを初めて導入し、乗員乗客一人一人の体温測定を開始した。
平成15年6月			6月以降段階的に看護師11名の大幅な増員を行い検疫体制の充実を図った。
平成15年11月			【検疫法及び同法施行令の一部改正施行】 ※SARS、痘そう、マラリア及びデング熱を検疫感染症に追加した。
平成16年4月	2004	成田国際空港に名称を変更	

平成17年4月	2005		衛生課に輸入動物管理室を新設した。
平成18年5月	2006		【食品衛生法等の一部改正施行】 ※残留農薬等に関するポジティブリスト制度の導入を行った。
平成18年6月		第1ターミナルビル南棟供用開始(改修・拡張)	【検疫法施行令の一部改正施行】 ※鳥インフルエンザ(H5N1)を検疫感染症に追加した。
平成19年4月	2007		【検疫法及び感染症法の一部改正施行】 ※SARSを検疫感染症から除外し、南米出血熱を検疫感染症に追加した。(世界保健規則2005に準拠)
平成19年6月			【検疫法及び感染症法の一部改正施行】 ※コレラ、黄熱を検疫感染症から除外した。(世界保健規則2005に準拠)
平成20年1月	2008	《中国産冷凍餃子を原因とする薬物中毒事案》	
平成20年5月			【検疫法の一部改正施行】 ※新型インフルエンザ等感染症を検疫感染症に追加した。
平成21年4月	2009		検疫課に検疫情報管理室を新設した。
平成21年4月		《新型インフルエンザ(A/H1N1)、世界的流行》	新型インフルエンザに対応するため、機内検疫の実施、入国者からの質問票の徴集、確定患者の隔離、濃厚接触者の停留や同乗者の健康監視などの検疫を強化した。 宿泊施設を活用した停留を初めて行った。(隔離は29年ぶり、停留は22年ぶり)
平成21年10月		B滑走路を2,500mに延長し供用開始	
平成22年2月	2010		航空貨物通関情報処理システム(Air-NACCS)により航空貨物の輸入審査を開始した。
平成22年4月	2010		総務課に研修業務室を新設した。
平成23年2月	2011		【検疫法施行令の一部改正施行】 ※チクングニア熱を検疫感染症に追加した。
平成24年4月	2012	ビジネスジェット専用ターミナル供用開始	
平成24年9月		《中東呼吸器症候群(MERS)、中東において発生》	
平成24年12月		A滑走路4,000mの全面運用開始	
平成25年3月	2013	オープンスカイ(航空自由化)開始	
平成25年4月			【新型インフルエンザ等対策特別措置法施行】
平成25年5月			【検疫法施行令の一部改正施行】 ※鳥インフルエンザ(H7N9)を検疫感染症に追加した。
平成26年6月	2014	《エボラ出血熱、西アフリカを中心に流行》	
平成26年7月			【検疫法施行令の一部改正施行】 ※中東呼吸器症候群(MERS)を検疫感染症に追加した。 エボラ疑似症患者を成田日赤病院へ搬送、隔離した。(検査結果は陰性)
平成27年4月	2015	LCC(格安航空会社)専用ターミナル供用開始	
平成27年5月		《中東呼吸器症候群(MERS)、韓国において流行》	
平成27年12月		第2ターミナル固定ゲート4スポット増設	
平成28年2月	2016		【検疫法施行令の一部改正施行】 ※ジカウイルス感染症を検疫感染症に追加した。
平成28年7月		《黄熱の予防接種証明期間を生涯有効へ変更》	
平成29年7月	2017	開港以降の累計旅客数10億人達成	
平成30年3月	2018		第1旅客ターミナルビル第2サテライト、第3サテライト、第2旅客ターミナルビルに疑似患者の一待機用の陰圧室を設置した。
平成30年5月		成田国際空港開港40周年	

成田国際空港の沿革

成田空港検疫所の沿革 【主な関係法令】

新東京国際空港（成田空港）供用開始	昭和	53年	5月	東京空港検疫所（東京都大田区羽田）を千葉県成田市に移転して、成田空港検疫所として開設した
	昭和	57年	10月	本所に総務課、検査課、検疫課試験検査室、衛生課を設けた
	昭和	61年	4月	出張所を東京空港出張所（羽田空港）においた
第2旅客ターミナルビル供用開始	平成	3年	10月	厚生省食品衛生監視員駐在事務所を統合し食品監視課を新設した
	平成	4年	12月	東京航空貨物ターミナル（TACT）内に食品監視課原木分室を開設した
	平成	4年	12月	東京空港出張所（羽田空港）を東京検疫所に移管した
	平成	4年	12月	検査課試験検査室、衛生課を第1ターミナルビルから第2旅客ターミナルビルへ移設した
	平成	5年	4月	検査課を新設した（試験検査室廃止）
	平成	9年	2月	食品監視課原木分室を東京検疫所へ移管した
	平成	11年	4月	食品監視課に輸入食品相談指導室を新設した
B滑走路（暫定平行滑走路）2,180m供用開始	平成	14年	4月	【感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）施行】 ※伝染病予防法等を集約
	平成	15年	2月	＜重症急性呼吸器症候群（SARS）、中国を中心に流行＞
			4月	検査課に媒介動物検査室を新設した
			11月	【検疫法の一部改正施行】
	平成	16年	2月	※SARS・痘そう・マラリア・デング熱、検疫法の対象病原体に追加
成田国際空港に名称を変更			4月	【食品衛生法等の一部を改正する法律施行】
	平成	17年	4月	※残留農薬等に関するポジティブリスト制度等
第1ターミナルビル南棟供用開始（改修・拡張）	平成	18年	6月	衛生課に輸入動物管理室を新設した
	平成	19年	6月	【改正感染症法施行】（IHR2005準拠）
				※コシラ・黄熱・SARS、検疫法の対象病原体から除外
	平成	20年	1月	＜中国産冷凍餃子を原因とする薬物中毒事案＞
			5月	【検疫法の一部改正施行】
				※新型インフルエンザ等感染症、鳥インフルエンザ（H5N1）を検疫法の対象病原体に追加
	平成	21年	4月	検査課に検疫情報管理室を新設した
B滑走路を2,500mに延長し供用開始			4月	＜新型インフルエンザ（A/H1N1）、世界的流行＞
			10月	
	平成	22年	4月	総務課に研修業務室を新設した
ビジネスジェット専用ターミナル供用開始	平成	23年	2月	【検疫法の一部改正施行】 ※チクングニア熱、検疫法の対象病原体に追加
A滑走路4,000mの全面運用開始			9月	＜中東呼吸器症候群（MERS）、中東において発生＞
「オーストラリア」新空自田化の開始	平成	25年	12月	
			3月	
			4月	【新型インフルエンザ等対策特別措置法施行】
			5月	【検疫法の一部改正施行】
	平成	26年	6月	※鳥インフルエンザ（H7N9）を検疫法の対象病原体に追加
			7月	＜エボラ出血熱、西アフリカを中心に流行＞
				【検疫法の一部改正施行】
LCC（格安航空会社）専用ターミナル供用開始	平成	27年	4月	※中東呼吸器症候群（MERS）を検疫法の対象病原体に追加
			5月	＜中東呼吸器症候群（MERS）、韓国において流行＞
第2ターミナル固定ゲート4スロット増設			12月	
	平成	28年	2月	【検疫法の一部改正施行】
			7月	※ジカウイルス感染症を検疫法の対象病原体に追加
				＜黄熱の予防接種証明期間を生直有効へ変更＞